

(様式6)

判断基準が法令の定めには言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	53	担当課	薬務衛生課
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	52の3	不利益処分の種類	組合の解散命令	
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)						
(解散命令)						
第五十二条の三 組合が次の各号の一に該当するときは、厚生労働大臣は、組合の解散を命ずることができる。						
一 第五条各号に適合するものでなくなつたこと。						
二 第二十二條第二項に規定する設立要件を欠くに至つたこと。						
三 その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。						